

議 第 178 号

令和 6 年 6 月 4 日提出

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、協議により別紙のとおり定める。

熊本市長 大西 一 史

（提出理由）

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に
関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分を次のとおり定める。

- 1 山鹿植木広域行政事務組合の財産のうち、次に掲げるリサイクルプラザとして利用されていた建物が位置する土地は、建物の解体工事終了後に熊本市に帰属させるものとする。

所在及び地番	地積
熊本市北区植木町轟字鎌地2582番4	12,919.92㎡

- 2 山鹿植木広域行政事務組合の財産のうち、次に掲げるリサイクルプラザに配置されている車両及びその他の備え付けた物品は、山鹿植木広域行政事務組合に帰属させるものとする。

名称	数量
2トンダンプ自動車	1
ショベルローダー	1
フォークリフト	2
その他の物品（工具、机、椅子、キャビネット等）	

令和 年 月 日

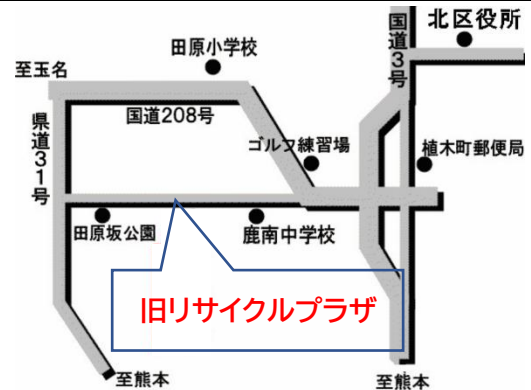
山鹿市長 早田 順一

熊本市長 大西 一史

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う 財産処分について

1 対象

山鹿植木広域行政事務組合 リサイクルプラザ（資源物の選別施設）			
所在地	熊本市北区植木町轟字鎌地2582番4	供用開始日	平成15年4月
全体敷地面積	12,912.92㎡	閉鎖日	令和4年3月末



2 経緯

- 山鹿市・本市植木地区の資源物の中間処理を行っていたリサイクルプラザは、平成15年4月稼働開始以来、長年の稼働により設備が老朽化していた。
- 継続稼働には多額(5億円程度)の改修費用が必要となることから、事務組合及び構成市(山鹿市・熊本市)との協議において、設備の改修は行わず、構成市の資源物は民間施設にて中間処理を行うことを合意。
- 令和3年3月から、植木地区の自治会や住民の皆様への周知を行い、1年後の令和4年3月末にリサイクルプラザを閉鎖。
- リサイクルプラザの閉鎖後、植木地区の資源物は、民間施設で中間処理を行っている。

3 財産処分について

- 事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については、地方自治法第289条の規定に基づき関係市で協議し、同第290条の規定により関係市議会の議決が必要であり、令和6年(2024年)第2回定例会において本市及び山鹿市の同文議決を予定している。
- 議決後、財産の処分については、事務組合で建物を解体し、土地は熊本市に帰属(無償譲渡)、物品(車両等)は事務組合への帰属となる。

【参考】

リサイクルプラザの跡地については、熊本市公文書館の建設が検討されており、本定例会総務分科会において関連予算の審議とあわせ熊本市公文書館整備基本計画案について報告予定。